

水戸市歴史的風致維持向上計画 (第2期)



平成31年4月
水戸市



はじめに



水戸市は、古代から現代にいたるまで豊かな自然と歴史に育まれ、県都及び地方中核都市圏のリーダーとして発展し、そして本年、平成から令和への改元というまさに歴史上のターニングポイントと時を同じくして、市制施行 130 周年を迎えました。

戦災等により多くの歴史的な建造物やまちなみが失われたものの、関東でも有数の城下町としての名残があり、日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」を構成する弘道館や、日本三名園に数えられる偕楽園、水戸徳川家の居城であった水戸城跡など、わが国を代表する歴史的建造物・遺構が残されており。また周辺では、江戸時代から続く祭礼、武道、伝統芸能など、歴史と伝統を反映した人々の活動が営まれており、水戸らしい風情、情緒、たたくまいを残しています。

平成 20 年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）に基づき、本市においても平成 21 年度に「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」を策定し、以降平成 30 年度の計画期間満了まで、さまざまな事業に取り組んでまいりました。そして今般、「水戸市第 6 次総合計画—みと魁プラン—」の都市づくりの基本理念の一つである「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」を実現するべく、城下町・水戸としての良好な市街地環境（歴史的風致）の維持・向上を図り、後世に引き継いでいくため、第 1 期計画の成果と評価を踏まえ、第 2 期計画を策定いたしました。

本計画の策定に当たりましては、水戸市歴史的風致維持向上計画協議会及び水戸市文化財保護審議会の各委員から多岐にわたるご助言をいただくとともにパブリック・コメントの実施を通して、市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。皆様のご協力により、今後 10 年間の本市における歴史まちづくり施策の指針としてふさわしい計画となりましたことを、心より感謝を申し上げます。

今後とも、市民の皆様と力をあわせながら、歴史のまちとしての水戸特有の魅力、風格を一層高め、水戸に住む人、水戸を訪れる人がこのまちの歴史と文化に親しみや愛着を持てるようなまちづくりを目指し、誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。

平成 31 年 4 月

水戸市長 高橋 靖

目次

序章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	2
3 計画の策定体制	2
4 計画策定の経緯	4
第1章 歴史的風致形成の背景	6
1 自然的環境	6
2 社会的環境	11
3 歴史的環境	18
4 文化財等の分布状況	36
第2章 維持及び向上すべき歴史的風致	55
1 梅まつりに代表される借楽園や千波湖周辺の歴史的風致	57
2 文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致	75
3 郷土の祭礼にみる歴史的風致	91
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	131
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	131
2 既存計画との関連性	134
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	144
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	145
第4章 重点区域の位置及び区域	146
1 重点区域の設定の考え方	146
2 重点区域の位置及び区域	148
3 重点区域の指定の効果	156
4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	157
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	167
1 市全体に関する事項	167
2 重点区域に関する事項	172

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する事項	177
1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	177
2 歴史的風致の維持及び向上に関する事業	179

第7章 歴史的風致形成建造物の指定及び管理の指針となるべき事項	194
1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	194
2 歴史的風致形成建造物の指定の要件	194
3 歴史的風致形成建造物の候補	195
4 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針	198

資料編

参考文献

用語解説

水戸市の文化財一覧（国・県・市指定及び国登録別）

水戸市の文化財一覧（文化財の種類別）

序 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

本市は、古代からの豊かな歴史にはぐくまれ、江戸時代以来、関東地方でも有数の規模を誇る城下町として発展しました。空襲などにより、多くの文化財やまちなみが失われたものの、名園とうたわれる偕楽園や、江戸時代最大規模の藩校として知られた弘道館のほか、水戸城跡の薬医門や土塁や堀といった様々な歴史的建造物が点在し、城下町としての名残をとどめています。また、吉田神社、八幡宮等で行われる例大祭、大串のささらばやしといった民俗芸能、^{ほくしんいっとうりゅう}北辰一刀流剣術、^{すいふりゅうすいじゅつ}水府流水術等の武術、農人形、水府提灯等の伝統工芸といった歴史と文化を伝える人々の活動が受け継がれています。

2008（平成 20）年「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が施行されたことを受けて、本市では、歴史と文化にはぐくまれた風格と安らぎの感じられるまちづくりを進めるため、2009（平成 21）年度に「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」を策定して、国の支援を受けながら、10 年間にわたって弘道館や偕楽園、水戸城跡二の丸周辺の整備事業をはじめ、^{せんぼこ}千波湖周辺の景観形成といった歴史的景観の向上に資する事業、さらには祭礼や民俗芸能の保存・継承に係る支援など、歴史的風致の維持及び向上に関する事業に取り組みました。

その結果、歴史的景観の向上とともに、観光客の増加、歴史的風致に関する市民意識の高まりなどの成果があらわれました。

一方で、歴史的建造物の調査研究が十分ではなく、周辺環境との調和がとれていないなど、課題が残ります。また、伝承者の高齢化による民俗芸能の継承問題は今後も大きな課題であり、市民や観光客への文化財に関する周知も今まで以上に行う必要があります。

同計画は、2018（平成 30）年度で終了しましたが、本市における歴史的風致を維持し、さらなる向上を図り、水戸ならではの歴史まちづくりを推進するため、上位計画である「水戸市第 6 次総合計画ーみと魁プランー」や関連計画等との整合を図りながら、「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を策定し、引き続き事業を推進することとします。

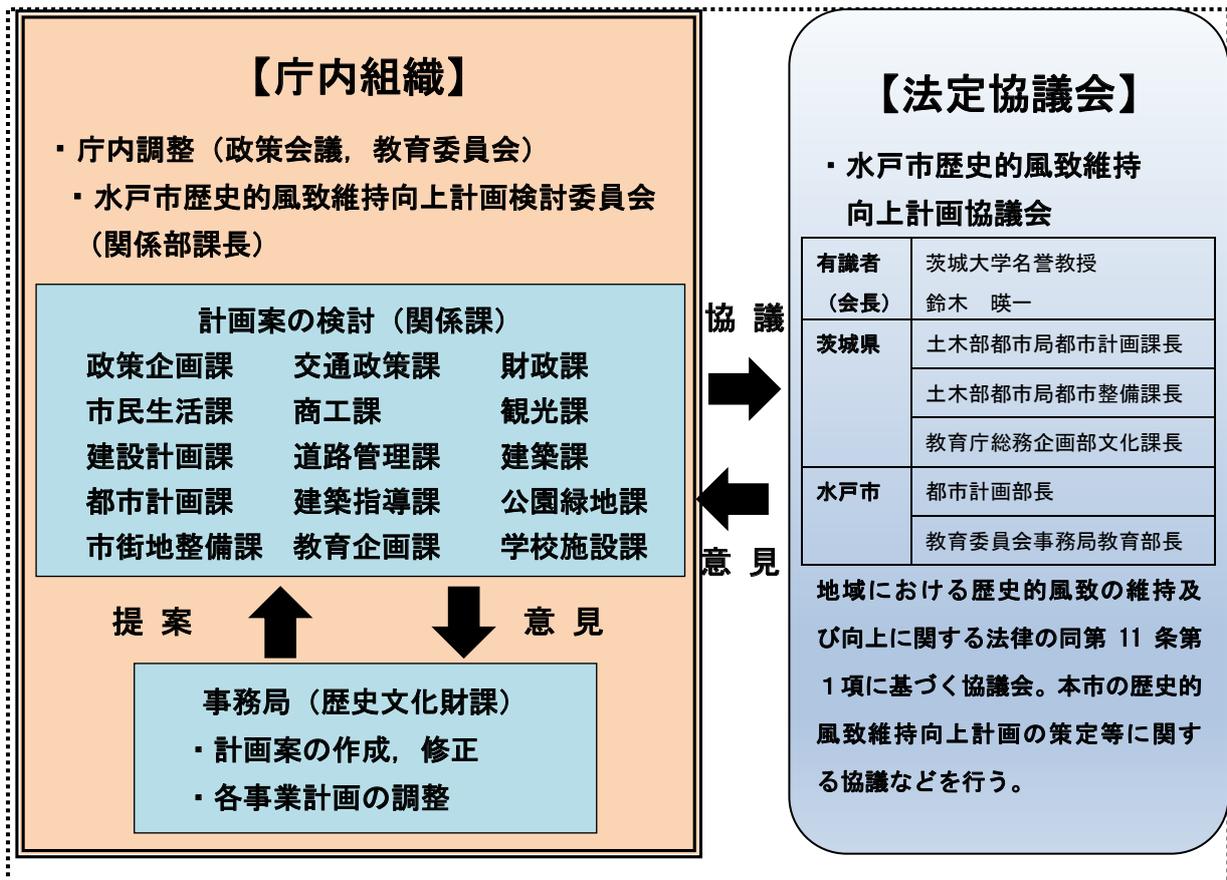
2 計画期間

この計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間とします。

3 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、事務局である歴史文化財課が関係課と連携しながら計画素案の作成、修正を行い、庁内の関係課で構成される検討委員会にて計画素案の検討を行った上で、政策会議にて庁内の合意形成を図りました。

あわせて、法定協議会である水戸市歴史的風致維持計画協議会で協議し、水戸市文化財保護審議会へ意見聴取を行いながら、意見公募手続を実施して、各意見を踏まえた計画案を再度法定協議会にて協議し、「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を策定しました。



市長

水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）の決定

↓ 認定申請

主務大臣

文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣

↓ 認定

水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定

4 計画策定の経緯

平成 22 年 2 月 4 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」の認定
平成 25 年 3 月 14 日	計画変更の申請
平成 25 年 3 月 29 日	計画変更の認定
平成 30 年 3 月 20 日	「関係課長会議」開催 ・ 第 2 期計画の策定基本方針（素案）について協議
平成 30 年 4 月 16 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」開催（1 回目） ・ 第 2 期計画の策定基本方針（素案）について協議
平成 30 年 4 月 26 日	「教育委員会定例会」での協議 ・ 第 2 期計画の策定基本方針（案）について協議
平成 30 年 5 月 21 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」開催（1 回目） ・ 第 2 期計画の策定基本方針（案）について協議
平成 30 年 5 月 29 日	「政策会議」開催（1 回目） ・ 第 2 期計画の策定基本方針（案）について協議
平成 30 年 6 月 20 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」開催（2 回目） ・ 第 2 期計画（素案）について協議
平成 30 年 7 月 12 日	「水戸市文化財保護審議会」開催（1 回目） ・ 第 2 期計画（素案）について意見聴取
平成 30 年 7 月 31 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」開催（3 回目） ・ 第 2 期計画（素案）について協議
平成 30 年 9 月 20 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」開催（4 回目） ・ 第 2 期計画（素案）について協議
平成 30 年 10 月 1 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」開催（2 回目） ・ 第 2 期計画（素案）について協議
平成 30 年 10 月 4 日	「教育委員会定例会」での協議 ・ 第 2 期計画（素案）について協議
平成 30 年 10 月 26 日	「政策会議」開催（2 回目） ・ 第 2 期計画（素案）の決定
平成 30 年 11 月 26 日	「水戸市文化財保護審議会」開催（2 回目） ・ 第 2 期計画（素案）について意見聴取
平成 30 年 11 月 8 日～ 12 月 7 日	「意見公募手続」実施 ・ 第 2 期計画（素案）を市内各市民センター（公民館）等 及び水戸市公式ホームページに掲示
平成 30 年 12 月 19 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」開催（3 回目） ・ 第 2 期計画（案）の協議

平成 31 年 1 月 4 日	「教育委員会定例会」での協議 ・ 第 2 期計画（案）について協議
平成 31 年 1 月 21 日	「庁議」の開催 ・ 第 2 期計画の決定
平成 31 年 2 月 22 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の申請
平成 31 年 3 月 26 日	「水戸市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定